

(第2回) 契約変更の内容

| | |
|------------------------------|---|
| 契約変更年月日 | 令和 8年 3月 9日 |
| 契約業者名 | 小川工業(株) |
| 契約業者の住所 | 埼玉県行田市桜町1-5-16 |
| 工事の名称 | R6都幾川右岸西本宿上築堤他工事 |
| 工事場所 | 埼玉県東松山市西本宿地先、埼玉県坂戸市横沼地先 |
| 工事種別 | 一般土木工事 |
| 工事概要 (変更した内容について記述する) | <p>【築堤：西本宿工区】 築堤工 約430m 盛土工 約25,000m³ 掘削工 約2,100m³ 法面整形工 約11,000m² 法覆護岸工 1式 植生工 約11,000m² 擁壁護岸工 1式 プレキャスト擁壁 18m 付帯道路工 1式 付帯道路施設工 1式 光ケーブル配管工 約490m 構造物撤去工 1式 仮設工 1式</p> <p>【河道掘削：横沼工区】 河道掘削工 1式 掘削工 約14,000m³ 法面整形工 約2,000m² 仮設工 1式</p> |
| 工期(自) | 令和 7年 7月 1日 |
| 工期(至) | 令和 8年 3月 31日 |
| 変更前の契約金額 | 184,734,000円(税込み) |
| 変更金額 | + 43,835,000円(税込み) |
| 変更後の契約金額 | 228,569,000円(税込み) |
| 変更理由 | <p>1. 河川土工【西本宿工区】 ICT土工(発注者指定型)の実施に伴う3次元数量算出により、土工を減工する。 他工事調整の結果、盛土に使用する土砂を運搬する必要が生じたため、土砂運搬を増工する。</p> <p>2. 法覆護岸工【西本宿工区】 川表法尻の形状変更により、張芝を減工する。</p> <p>3. 付帯道路工【西本宿工区】 現地地耐力確認結果により、砕石舗装の仕上り厚を変更(増)する。 設計照査により、アスファルト舗装の面積を変更(増)する。</p> <p>4. 付帯道路施設工【西本宿工区】 他工事調整の結果、施工範囲内の看板を撤去復旧する必要が生じたため、増工する。 設計照査により、車線分離標を追加する必要が生じたため、増工する。</p> <p>5. 光ケーブル配管工【西本宿工区】 設計の見直しにより、配管端部の位置及び処理方法を変更し、増工する。</p> <p>6. 構造物撤去工【西本宿工区】 現地調査の結果、支障物の範囲及び数量を見直し、減工する。 再資源化施設への処分実績により、運搬処理工を変更(増)する。</p> <p>7. 仮設工【西本宿工区】 現地調査の結果、工事進入路を変更する必要が生じたため、進入路の変更に伴い、仮設坂路、敷鉄板、交通誘導員を追加する。</p> <p>8. 共通仮設費【西本宿工区】 敷鉄板の追加に伴い、運搬費を増工する。 現地調査の結果、支障となる樹木の範囲及び数量を見直し、準備費を増工する。 施工合理化調査等の対象工事となったため、技術管理費を増工する。ICT土工、遠隔臨場の実施により、技術管理費を増工する。 快適トイレの設置により、営繕費を追加する。</p> <p>9. 河川土工【横沼工区】 ICT土工(発注者指定型)の実施に伴う3次元数量算出により、土工を増工する。 掘削土の土質確認結果により、掘削土の搬出先を変更する必要が生じたため、土砂運搬を増工する。</p> <p>10. 共通仮設費【横沼工区】 現地調査の結果、支障となる樹木の範囲及び数量を見直し、準備費を減工する。現地調査の結果、工事範囲内に特定外来生物が確認されたため、防除を実施し準備費を増工する。現地調査の結果、工事範囲内に希少種が確認されたため、移植を実施し準備費を増工する。 ICT土工の実施により、技術管理費を増工する。</p> <p>11. 現場管理費 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行により、現場管理費を補正(増)する。</p> |

(第1回) 契約変更の内容

| | |
|----------------------------------|--|
| 契約変更年月日 | 令和 7年 4月28日 |
| 契約業者名 | 小川工業(株) |
| 契約業者の住所 | 埼玉県行田市桜町1-5-16 |
| 工事の名称 | R6都幾川右岸西本宿上築堤他工事 |
| 工事場所 | 埼玉県東松山市西本宿地先、埼玉県坂戸市横沼地先 |
| 工事種別 | 一般土木工事 |
| 工事概要 (変更した内容について 記述する) | |
| 工期(自) | 令和 7年 8月 1日 |
| 工期(至) | 令和 8年 3月31日 |
| 変更前の契約金額 | 184,635,000円(税込み) |
| 変更金額 | + 99,000円(税込み) |
| 変更後の契約金額 | 184,734,000円(税込み) |
| 変更理由 | 工事請負契約書第62条の規定に基づく令和7年4月より適用する「土木工事 工事費積算要領及び基準の運用」等による変更 |